



# 田川商工会議所だより TAGAWA

2017 新年号

発行/田川商工会議所

〒826-0025  
福岡県田川市大黒町3-11  
TEL 0947-44-3150  
FAX 0947-45-6073  
URL : <http://www.tagawa.or.jp>



## 平成29年 新年祝賀会



1月5日(木)、ザ・ブリティッシュヒルズにおいて、会員事業所をはじめ、地域各関係団体等より約200名の参加者が集い、恒例の新年祝賀会が賑やかな新春ムードの中で開催されました。

祝賀会は市岡副会頭の開会のことばに始まり、出席者全員で国家を斉唱、続いて主催者を代表し谷口会頭が新年のあいさつをいたしました。

あいさつでは冒頭に、今年の干支である酉年にちなみ天高く飛び立つような年にしたいと述べられ、物が売れ、家が建ち、株価が上がります、ますます景気が良くなってくような、期待を込められました。そのためにも、地元でお金を使っていたくような方法を商店の方、商店街の方、行政の方とも相談を考えていき、また、広域観光協会と連携を図りながら、地域の魅力を再度掘り起し、点の観光を線でつないで円になるような観光ルートを作り、見るだけの観光に留まらず、食べる、体験するといった、より一層楽しめる観光づくりに取り組みたいと述べられました。

そして、地域の皆さまや行政の方と相談しながら、明るく楽しいまちづくりを目指していきたいと抱負を締めくくりました。

その後、参加者を代表して、武田良太衆議院議員の祝辞に続いて、松村副市長の乾杯の音頭で祝宴に入り、出席者は新年の抱負やお互いの近況などを語り合いました。最後に梅林市議会議長の発声による万歳三唱を行い、鶴田副会頭による閉会のことばで祝賀会を盛会裏のうちに終了しました。



# 新年のご挨拶



田川商工会議所  
会頭

谷口 金蔵

新年あけましておめでとうござ  
います。

会員の皆様におかれましては、  
健やかに新年をお迎えのこととお  
慶び申し上げます。

平素は、当所の事業運営に格別  
のご高配を賜り、厚く御礼申し上  
げます。

昨年、田川商工会議所では役員  
議員の改選が行われ、皆様のご推  
挙によりまして歴史ある田川商工  
会議所の第14代会頭に就任いたし  
ました。誠に光栄に存じます。

現下の厳しい経済情勢のもと、  
歴代会頭が築いてこられた功績を  
受け継ぐにあたり、その責任の重  
大さに身の引き締まる思いで一杯  
でございますが、微力ながら地域

動きが続き、実質GDP成長率は  
3年連続でプラス成長を達成する  
ものと見込まれています。雇用・  
所得情勢の改善が続く一方で、物  
価の上昇が個人消費の伸びを抑制  
することが危惧されるものの、世  
界経済の回復を背景に輸出量の増  
加が続き、企業業績の改善を受け  
て設備投資が緩やかな増加基調に  
転じることが景気を下支えすると  
思われます。

しかしながら、地域経済を支え  
る中小企業・小規模事業者の多く  
は景気回復を実感できない状況に  
あります。田川地区においても、  
長年にわたり当地域の失業対策事  
業として大きな役割を果たしてき  
た就労事業が終息してからすでに  
6年が経過し、その間、官民が一  
体となって企業誘致や新産業の創  
出に取り組んでまいりましたが、  
経済と雇用環境のさらなる悪化が  
続く中、多くの課題が山積してお  
ります。田川商工会議所といたし  
ましても、唯一の地域総合経済団  
体としての使命と役割を担い、地  
域経済の振興・発展のため、中心  
市街地の活性化、道路交通網の整  
備促進、商業・工業・産業教育の  
振興、広域観光の推進等、多くの

事業に取り組んでまいりました。  
これからも新しい時代に合った使  
命と役割を果たすため、歴代会頭  
が提唱された事業を継承しながら、  
新規事業にも取り組み、積極的に  
事業を展開してまいりたいと考え  
ております。

田川商工会議所は、昭和22年2  
月11日、県内8番目の商工会議所  
として設立され、創立70周年の節  
目を迎えることができました。こ  
れもひとえに、歴代の正副会頭・  
役員・議員をはじめ会員の皆様、  
関係各位の温かいご支援、ご協力  
の賜物と心より感謝を申し上げます。  
特に、日頃お世話になってお  
ります会員の皆様への謝恩を込め  
て、昨年の8月6日、創立70周年  
を記念して初めての会員大会を開  
催いたしました。

会員大会では、創業70年以上の  
会員事業所表彰を行い、地域に貢  
献してこられた会員事業所の実績  
を称えた後、記念公演としても  
まねタレントの清水アキラ・良太  
郎親子のスペシャルライブで大い  
に楽しんでいただきました。また、  
風治八幡宮の狛犬（こまいぬ）を  
イメージした記念モノキュメントを  
彦山川新橋横の管理橋に設置し、

福岡県五大祭りの一つであります  
風治八幡宮川渡り神幸祭の開催に  
合せて除幕式を行い、多くの方々  
にご観覧いただきました。田川市  
に寄贈いたしましたこの記念モノ  
キュメントが、新たな観光名所とな  
るよう期待をしております。また、  
田川商工会議所70年のあゆみ等を  
ご紹介する記念誌と心ばかりの記  
念品を全会員事業所へお届けさせ  
ていただきました。創立70周年記  
念事業実施にあたり多大なご協力  
をいただいた実行委員の皆様にお  
めて感謝を申し上げますとともに、  
私も実行委員長として重責をまっ  
とうできましたことに安堵してお  
ります。

現在、田川地域を取り巻く環境  
は依然として厳しさを増しており  
ますが、田川商工会議所は創立70  
周年を契機に、地域総合経済団体  
としての使命と役割を再認識し、  
役員・議員・職員が丸となって  
管内商工業者の発展のため邁進し  
てまいりますので、変わらぬご支  
援、ご協力をお願い申し上げます。  
年頭にあたり会員事業所皆様の  
ますますのご発展とご健勝を祈念  
し、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 年頭所感



日本商工会議所  
会 頭

三村 明夫

明けましておめでとうござい  
ます。平成29年の新春を迎え、謹んで  
お慶び申しあげます。

昨年11月の臨時会員総会におき  
まして、各地商工会議所の皆様  
のご推挙をいただき、日本商工会議  
所の会頭に再任され、日商会議所  
として4回目の新年を迎えました。  
各地商工会議所におかれましては  
新体制のもと、新たな年を迎えて  
おられることと存じます。日商と  
しましては、改めて、515商工  
会議所125万会員の皆様と総力  
を結集し、商工会議所の使命であ  
る、企業の繁栄、地域の再生、日  
本の成長の同時実現に向けて、全  
力を取り組んでまいります。

昨年は、世界中で政治的に様々  
なサブプライズが発生しました。加  
えて、地政学的混乱の悪化、余剰  
マネー等の動きによる株価や為替  
の大きな変動など、振幅の大きい  
不安定な一年でした。  
本年もおそらく国際政治の大き  
な動きが金融市場を揺さぶる場面  
などがあるかと思いますが、幸い  
にして我が国には、世界に誇る安  
定政権がありますので、いたずら  
に動揺することなく、じっくりと  
直面する課題に取り組むことがで  
きます。

的な雇用など「働き方改革」をい  
ち早く実践していますが、こうし  
た取り組みを加速していかねばな  
りません。  
そして、人手不足を解決するも  
う一つの方策は、「生産性向上」  
です。

中小企業の生産性は、平均で大  
企業の二分の一にとどまっていま  
すが、中には大企業の生産性の水  
準を上回っている中小企業もあり  
そうした企業に共通するのは、経  
営者の成長への意識が高く、IT  
や設備投資などに積極的である  
という点です。ここに生産性向上の  
鍵があると考えます。

生産性向上の有力な手段として  
ICT（情報通信技術）の導入が  
ありますが、中小企業の取り組み  
は、まだわずかにとどまっていま  
す。経営者自身の気づきを促し、  
ICTを超えて、デジタル技術や  
AIの導入、ロボットの活用など  
により、工場の生産現場やサービ  
ス分野の生産性の向上を図ってい  
くことが必要です。

人手不足には、その解決を図る  
過程で、構造改革の中でも最も難  
しいと言われている「働き方改革」  
を加速するとともに、若者と女性  
の活躍する場を拡大し、さらには  
IoT、AI、ICT技術導入の  
大きなインセンティブにもなるポ  
ジティブな面もあると言えます。  
中小企業が直面するもう一つの  
課題は、「後継者の確保」であり  
ます。

商工会議所として、事業承継の  
支援を積極的に推進するとともに  
事業承継の大きなハードルとなっ  
ている「事業承継税制の見直し」に  
ついて、「提言」を続けてまいります。  
我が国の付加価値額の約半分は、  
三大都市圏以外の地方で生み出さ  
れており、「地方創生の実現」は、  
潜在成長率の引き上げと持続的な  
経済成長に不可欠であります。ま  
た、東日本大震災や熊本地震の本

格復興、福島再生の早期実現なし  
に日本経済の再生はあり得ません。  
私は、地方創生の実現に向けて  
広域観光振興や農工商連携など、  
地域の資源や強みを最大限に活用  
した成長産業を育成し、域外の需  
要、消費、投資を取り込むことの  
重要性を繰り返し申しあげてまい  
りました。さらに、地域で産んだキ  
ャッシュは、地域で消費する循環を  
創出することが重要だと思えます。  
観光産業は、担い手の大半が中  
小企業であるとともに、自動車産  
業に次ぐ消費規模を持つ一大産業  
です。

現在、全ての商工会議所に観光  
担当者が設置され、ネットワー  
クを活かした観光商品の開発が進  
んでいます。未だ見落としがある地  
域の自然や伝統文化などを掘り起  
こして磨き上げ、ストーリーをつ  
けて売り出し、地域を挙げておも  
てなしをする持続的な取り組みを  
一層加速していくことが必要であ  
ると思えます。

また、2020年オリンピック・  
パラリンピックは、我が国の観  
光、文化、特産品、技術等を世界  
的にアピールする絶好の機会です。  
地方と都市の広域連携により、国  
全体のバランスのとれた成長に繋  
げていくため、各地域において  
国際交流、ビジネスチャンスの拡  
大、観光振興等に積極的に取り組  
んでいただきたいと思えます。

農林水産業も長い年月をかけて  
育てられた貴重な地域資源です。  
大規模化やコスト削減など、競争  
力強化に向けた農業改革が進み、  
また、2020年に輸出額1兆円  
を目指した政府目標が前倒しで達  
成される見込みとなるなど、海外  
を含めさらなる市場の拡大が期待  
できる成長産業であります。

商工会議所と農林水産業団体と  
の連携によって付加価値の高い商  
品を開発し、海外も視野に入れ、広  
く販路を広げていくことが重要で

さらに、地方の中小企業には、  
高い技術力と競争力を持ち、世界  
マーケットを狙えるものづくり企  
業が数多くあり、これも地域の重  
要な財産です。

こうした地方創生の取り組みを  
支え、加速するのが、物流・人流  
の円滑化を促す社会資本整備であ  
ります。とりわけ、地方創生にと  
つて効果が大きい整備新幹線、高  
規格幹線道路、大型クルーズ船に  
対応した港湾の整備、コンセッシ  
ョンを活用した空港民営化などは、  
観光客の増加、設備投資の促進、  
雇用創出などに大きく寄与するも  
のです。

民間投資を喚起するストック効  
果を重視しつつ、商工会議所とし  
ても、社会資本整備を強く要望し  
ていく必要があると考えております。  
政治的な混乱はあるものの、欧  
米の経済は堅調と言えます。OP  
EC・非OPEC諸国の合意によ  
り原油の減産が決まり、原油価格  
も適正な価格に向け上昇始めて  
います。我が国もまだ大企業の動  
きではありませんが、景況感が好転  
しつつあります。これは私の仮説  
ですが、我が国は、2、3年間の  
時間的な猶予を得られ、時間と腰  
を据えた取り組みが必要なサブ  
プライズ政策に大きく舵を切るチ  
ャンスを与えられたと言えると  
思えます。

私達は、短期的な動きに一喜一  
憂することなく、与えられた猶予  
の大切さを認識した上で、構造改  
革とイノベーションを着実に深化  
させていかなければなりません。  
成長のトレンドを変えるため、こ  
れから2、3年が、我が国にとっ  
て勝負の年となります。

日本商工会議所としても、51  
5商工会議所、青年部、女性会、  
海外の商工会議所等との緊密な連  
携の下、企業、地域、そして、日  
本経済の持続的な成長の実現に向  
け、全力を尽くしてまいります。

# たがわ元気再生振興券 換金期限のご案内

お客様より受け取られた振興券を今一度ご確認いただき、換金がまだお済みでない場合はお早めに換金くださいますようお願い致します。

**期限後の換金には一切応じられませんのでご注意ください。**



**使用期限** 平成29年 1月31日(火)

**換金期限** 平成29年 2月28日(火)

**換金日時** 毎週月曜日 (10時～16時)

**換金場所** 伊田商店街振興組合  
後藤寺商店街振興組合

【問合せ先】 田川商工会議所 ☎ 4 4 - 3 1 5 0

## 雇用保険の適用拡大について

～ 平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります ～

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

○平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。

○平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。

○平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

（※1） 65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2） 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。

（※3） 被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

（※4） 提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

ご不明な点は、ハローワーク（公共職業安定所）の雇用保険窓口にお尋ねください。